

神奈川県医師国民健康保険組合同規約

昭和34年 4月 1日制定

～（以下、省略）～

令和 6年12月 2日一部改正

（マイナンバー制度への移行）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 この組合は、神奈川県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 組合は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区富士見町3番1、神奈川県総合医療会館内に置く。

（地 区）

第4条 組合は、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょを除く）及び静岡県並びに山梨県上野原市の区域をその地区とする。

（公告の方法）

第5条 組合の公告は、組合の掲示板に掲示し、かつ、神奈川県医師会報に掲載して行う。

第2章 組合員及び被保険者

（組合員及び被保険者の範囲）

第6条 組合員は、医療・介護の事業又は業務に従事する神奈川県医師会員である医師及び当該医師が開設し又は管理者となっている神奈川県の区域の医療機関及び介護施設に勤務する者で第4条に定める地区内に住所を有する者並びに神奈川県医師国民健康保険組合に使用される者とする。

- 2 前項の神奈川県医師会員である医師を第一種組合員としその他を第二種組合員とする。
- 3 組合は第一種組合員、第二種組合員及びこれらの組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。
- 4 組合員は、医療・介護の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、所属医師会を通じ、その旨を組合に申し込まなければならない。

- 2 前項の加入の申込をした者は、常務理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。
- 3 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第7条の3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する組合員が高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第8条 組合員は、組合を脱退するには、1ヵ月以上の予告期間を設けあらかじめ通知しなければならない。

(除 名)

第9条 次の各号の1に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

- 1 正当な理由もないのに保険料の納付期日後6ヵ月を経過したにもかかわらず、保

険料を納付しないとき。

- 2 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込にあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 1 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
 - 2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
 - 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
 - 4 法第42条第1項第4号に規定が適用される者である場合 10分の3
- 2 第一種組合員がその世帯に属する被保険者を診療した場合、給付を行わない。

(出産育児一時金)

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第12条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として100,000円を支給する。ただし第一種組合員が死亡したときは、100,000円を加算して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療広域連合が行うこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(傷病手当金)

第13条 組合は、第一種組合員が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時

生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため、業務に従事することができないときは、その業務に従事することができなくなった日から起算して30日以上となる場合は、業務に服することができない期間、傷病手当金として1ヵ月30,000円を支給する。

第一種組合員の傷病手当金の支給期間は、同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して1ヵ年をもって限度とし、端数は日割計算とする。

- 2 組合は、第二種組合員で療養の給付を受けている場合において療養のため、業務に従事することができないときは、その業務に従事することができなくなった日から起算して30日以上となる場合は、業務に服することができない期間傷病手当金として1ヵ月15,000円を支給する。傷病手当金の支給期間は、同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して6ヵ月をもって限度とする。ただし端数は日割計算とする。

（重度障害者の給付の改善）

第13条の2 削除

第13条の3 削除

第4章 保 健 事 業

（保健事業）

第14条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という）の健康の保持増進のため次に掲げる事業をすることができる。

- 1 健康教育

- 2 健康相談
- 3 健康診査
- 4 レクリエーション
- 5 健康世帯の報償
- 6 その他被保険者の健康の保持増進に関する事業

第15条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第16条 被保険者等でない者に第14条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第17条 第一種組合員は、保険料として、第1号から第3号までのいずれかの額と第4号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。

ただし、神奈川県医師国民健康保険組合に勤務する第二種組合員及びその世帯に属する被保険者につき算定された保険料は、当該組合員が、毎月組合に納付するものとする。

(1) 基礎賦課額・後期高齢者支援金賦課額

一 事業主である第一種組合員（高齢者の医療の確保に関する法律第50号に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く）については、次のイ及びロに掲げる合算額とする。

イ 国民健康保健事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）14,000円

ロ 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金賦課額（以下「後期高齢者支援金賦課額」という。）8,000円

二 従業員である第二種組合員（後期高齢者の組合員を除く）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 13,000円

ロ 後期高齢者支援金賦課額 7,000円

三 後期高齢者の組合員には、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として2,000円とする。

四 第一種組合員及び第二種組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、

次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 10,000円

ロ 後期高齢者支援金賦課額 4,000円

(2) 応能割額

第一種組合員は前号に定める基礎賦課額・後期高齢者支援金賦課額のほか会計年度の前年度における市町村民税所得割額の課税標準額に応じ次に定める額を加算して納付するものとする。

市町村民税

所得割額の

課税標準額	100万円未満		8,000円
同	100万円から	200万円未満	11,000円
同	200万円から	400万円未満	12,000円
同	400万円から	600万円未満	13,000円
同	600万円から	800万円未満	14,000円
同	800万円から	1,100万円未満	17,000円
同	1,100万円から	1,500万円未満	19,000円
同	1,500万円から	1,800万円未満	20,000円
同	1,800万円から	2,200万円未満	21,000円
同	2,200万円から	2,600万円未満	24,000円
同	2,600万円から	3,000万円未満	25,000円
同	3,000万円以上		26,000円

- 2 前項第1号に掲げる者が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合の保険料は、前項の額と第一種組合員1人につき月額7,000円、第二種組合員、第一種組合員及び第二種組合員に属する被保険者については、1人につき月額6,000円を合算した額とする。

(市町村民税所得割額の報告)

第17条の2 第一種組合員は、当該年度の市町村民税所得割額の課税標準額を毎年6月末日（当該日以降第一種組合員になったものは組合員となった日の属する月の末日）までに組合に報告しなければならない。

- 2 前項の報告には当該課税標準額を証する書類を添付しなければならない。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第17条の3 11月30日において、組合員の世帯に未就学児である被保険者が属

する場合は、前条の規定に基づき算定された、当該年度の12月以降に納付する組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料から、未就学児1人につき12,000円を減額することとする。

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第17条の4 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

(賦課期日)

第18条 保険料の賦課期日は、毎月1日とする。

(納期)

第19条 保険料は翌月末日までにこれを納付しなければならない。

(保険料の変更)

第20条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は第一種組合員、第二種組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該納付義務者に対して課す保険料は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から賦課するものとし、その額は第17条に基づき算定した額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで賦課するものとし、その額は第17条に基づき算定した額とする。

(納額告知)

第21条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第22条 保険料の督促手数料は、督促状一通について50円とする。

(延滞金)

第23条 納期限までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額が1,000円未満の端数であるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6%（当該納付期限の翌日から3ヵ月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数であるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又は全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。

- 1 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 2 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 3 その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 1 第23条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3%の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(保険料の納付期限の延長)

第24条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヵ月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 1 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又その資産を盗まれたとき。
- 2 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 3 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 4 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第25条 理事長は、災害その他の特別な事情により生活が著しく困難となった組合員がある場合、その者の申請によって、必要があると認められたときは保険料を減免することができる。

第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第26条 組合会議員の定数は42人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第27条 組合会議員は、下記選挙区において第一種組合員が選挙し、各選挙区における議員の数は次の通りとする。

選挙区	議員定数	選挙区	議員定数
横浜市	18	川崎市	5
横須賀市	2	藤沢市	2
鎌倉市	1	茅ヶ崎	1
平塚市	1	小田原	1
秦野伊勢原	1	厚木	1
相模原市	2	足柄上	1
座間綾瀬	1	大和市	1
逗葉	1	中郡	1
三浦市	1	海老名市	1

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任 期)

第28条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して2年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(組合会議決事項)

第29条 組合会は法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 1 特別積立金の繰替使用。
- 2 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- 3 別途準備金の設定並びに使用。

(組合会の種類)

第30条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集)

第31条 通常組合会は、毎年3月中において理事会の議決により招集しなければならない。

第32条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集すること

ができる。

(組合会の招集手続)

第33条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第34条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめの通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りではない。

(組合会議長、副議長)

第35条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第36条 組合会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した議員の2名が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の定数)

第37条 理事の定数は、8名とする。

2 監事の定数は、2名とする。

(役員の選出)

第37条2 理事、監事は組合会において第一種組合員および後期高齢者組合員のうちから別に定めることにより選出する。ただし、理事のうち1名は、神奈川県医師会長を選出することができる。

(理事長)

第38条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第39条 理事のうち1名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(常務理事)

第40条 理事のうち2名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、組合の業務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あると

きは、その職務を代行する。

(法令遵守（コンプライアンス）担当理事）

第40条2 理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第41条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第42条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第43条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第44条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第45条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用の弁償)

第46条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員解任)

第47条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、こ

の限りでない。

- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付しかつ、組合会の日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付しかつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第48条 この組合に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務長 1人
 - (2) 前号以外の職員若干名
- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
 - 3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
 - 4 職員は、理事長が任免する。
 - 5 職員は、事務長の事務を補佐する。
 - 6 職員の給与は、理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第49条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第50条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 1 組合会の招集及び組合会に提出する議案。
- 2 組合業務運営の具体的方針の決定。
- 3 業務施行に関する事項で理事会において必要と認めた事項。
- 4 その他この規約に定める事項。

(理事会の議事)

第51条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第52条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第53条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えておかなければならない。

2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第54条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁とするものとする。

- 1 保険料並びに使用料及び手数料
- 2 補助金
- 3 寄附金その他の収入

(特別会計)

第55条 この組合は、組合会の議決を経て特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第56条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 有価証券は、理事会の議決を経て定めた金融機関又は郵便局に預け入れること。
- 2 現金は、理事会の議決を経て定めた金融機関又は郵便局に預け入れること。
- 3 積立金は、理事会の議決を経て定めた金融機関又は郵便局に預け入れること。
- 4 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第57条 理事は、決算の認定を付議する臨時組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事業所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を臨時組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第58条 組合員は総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 支 部

(支部)

第59条 組合に支部を置くことができる。

支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第11章 雑 則

(規則及び規定)

第60条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則 又は規定をもって別にこれを定める。

(別途積立金)

第60条の2 組合は、法定積立金の積立後の一部余裕金を別途積立金として積立てる。

2 前項の積立後の額、その他必要な事項は別に定める。

(職員退職積立金)

第60条の3 組合は、職員の退職積立金を毎年積立てる。

2 前項の積立金の額、その他必要な事項は別に定める。

(役員退職積立金)

第60条の4 組合は、役員の退職積立金を毎年積立てる。

2 前項の積立金の額、その他必要な事項は別に定める。

第61条 この組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第62条 削除

第12章 罰 則

第63条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過怠金を課する。

第64条 組合は、組合員又は組合員であったものが正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、

又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。

第65条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第66条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第67条 第63条から第65条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和34年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 神奈川県医師国民健康保険組規約（昭和33年11月1日）は廃止する。

(組合に関する経過規定)

3 この規約施行の際現に組合員である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。

附 則

この規約は、昭和35年3月18日から施行する。(事務所移転)

附 則

この規約は、認可の日から施行し昭和35年4月10日から適用する。

附 則

この規約は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和40年4月1日から施行する。

(傷病手当金の経過規定)

- 2 この規約施行後旧規約規定による傷病手当金の支給 申請が行われた者の給付についてはなお従前の金額及び期間による。この規約は、原則として昭和40年4月1日以後業務不能となった場合に限り適用する事とし業務不能期間の明らかでない場合は理事会の議決を経て決定する。

附 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正後神奈川県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第13条の3の規定は、この規約の施行の日以後に受けた療養から適用し、施行の日前に受けた療養についてはなお従前の例による。
- 3 この規約の施行の日の前日において、改正前の神奈川県医師国民健康保険組規約第10条第1項の規定 による適用を受けているものについては、新規約第13条の3第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日に届出があったものとみなす。この場合において同項中「翌月」とあるのを「当月」と読みかえるものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。
ただし改正後の第12条は昭和50年5月1日から施行する。
- 2 **（傷病手当金にかかる経過措置）**
昭和50年4月1日前から療養の給付を受けかつその療養のため引続き業務に従事することができなかつた者にかかる昭和50年4月1日以前の期間の傷病手当金の算

定については、なお従前の例による。

3 (保険料にかかる経過措置)

改正後の規約第17条の規定は昭和50年度分の保険料から適用し、昭和49年度分までの保険料についてはなお従前の例による。

附 則

1 この規約は、昭和50年11月25日から施行し昭和50年10月1日より適用する。

2 (高額療養費にかかる経過措置)

この規約の適用前に行われた療養にかかる高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

2 (保険料にかかる経過措置)

改正後の規約第17条の規定は昭和51年度分の保険料から適用し、昭和50年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

2 (助産費にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定は昭和52年4月1日から適用し、昭和52年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

3 (葬祭費にかかる経過措置)

改正後の規約第12条の規定は昭和52年4月1日から適用し、昭和52年3月31日以前の死亡については、なお従前の例による。

4 (傷病手当金にかかる経過措置)

昭和52年4月1日前から療養の給付を受けかつその療養のため引続き業務に従事することができなかつた者にかかる昭和52年4月1日以前の期間の傷病手当金の算定については、なお従前の例による。

附 則

1 この規定は、昭和53年8月1日から施行する。

2 この規約による改正後の国民健康保険組規約第1条第2項の規定は、この規約の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則

1 この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

2 (助産費にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定は昭和55年4月1日から適用し、昭和55年3月3

1 日以前の出産については、なお従前の例による。

3 (保険料にかかる経過措置)

改正後の規約第17条の規定は昭和55年度分の保険料から適用し、昭和54年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

2 (助産費にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定には昭和57年4月1日から適用し、昭和57年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

3 (葬祭費にかかる経過措置)

改正後の規約第12条の規定には昭和57年4月1日から適用し、昭和57年3月31日以前の死亡については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この規約による改正後の規約第63条及び第64条の規定は昭和58年2月1日以降の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

2 (保険料にかかる経過措置)

改正後の規約第17条の規定は昭和58年度分の保険料から適用し、昭和57年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

2 (助産費にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定は昭和60年4月1日から適用し、昭和60年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

3 (葬祭費にかかる経過措置)

改正後の規約第12条の規定は昭和60年4月1日から適用し、昭和60年3月31日以前の死亡については、なお従前の例による。

4 (保険料にかかる経過措置)

改正後の規約第17条の規定は昭和60年度分の保険料から適用し、昭和59年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

この規約の第4条、第6条の規定は認可のあった日（昭和61年12月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和62年9月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の規約第63条の規定は施行日後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 **（助産費及び育児手当金にかかる経過措置）**
改正後の規約第11条及び第11条2の規定は昭和63年4月1日から適用し、昭和63年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。
- 3 **（葬祭費にかかる経過措置）**
改正後の規約第12条の規定は昭和63年4月1日から適用し、昭和63年3月31日以前の死亡については、なお従前の例による。
- 4 **（保険料にかかる経過措置）**
改正後の規約第17条の規定は昭和63年度分の保険料から適用し、昭和62年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 **（精神保健法にかかる経過措置）**
改正後の規約第10条第6項の精神保健法第31条及び第32条の規定により医療を受けるときは、平成元年4月1日から適用し、平成元年3月31日以前については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 **（育児手当金にかかる経過措置）**
改正後の規約第11条の2の規定は平成3年4月1日から適用し、平成元年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 **（助産費にかかる経過措置）**
改正後の規約第11条の規定は平成4年4月1日から適用し、平成4年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。
- 3 **（保険料にかかる経過措置）**

改正後の規約第17条の規定は平成4年度分の保険料から適用し、平成3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

ただし第10条第1項の第一種組合員及び第二種組合員の一部負担金の改正規定は平成7年10月1日から施行する。

2 **(助産費及び育児手当金にかかる経過措置)**

出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の助産費、育児手当金にかかる給付については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

ただし改正後の規約第3条の規定は組合事務所の移転した日をもって適用する。

附 則

この規約は、平成9年10月1日から施行する。

この規約による改正後の第11条の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

2 **(保険料にかかる経過措置)**

この規約による改正後の神奈川県医師国民健康保険組合規約(以下「新規約」という。)第17条第2項の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。

3 **(葬祭費にかかる経過措置)**

新規約第12条の規定は、平成12年4月1日から適用し、平成12年3月31日以前の死亡については、なお従前の例による。

4 **(罰則にかかる経過措置)**

新規約第63条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第37において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 新規約第64条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

ただし第10条第1項の第一種組合員及び第二種組合員の一部負担金の規定は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

ただし第10条第1項の第一種組合員及び第二種組合員及び家族の一部負担金並びに同条第2項の削除の規定は平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、認可の日から施行し、第10条の規定は平成17年10月1日から適用する。

2 (出産育児一時金にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定は平成18年4月1日から適用し、平成18年3月31日以前の出産については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、認可の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第1条の規定 平成18年 4月1日

二 第2条の規定 平成18年10月1日

(経過規定)

2 この規約による改正後の第10条の規定は、平成18年10月1日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、平成18年10月1日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規約施行の際に高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第17条第1号中イ「後期高齢者支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)」と、ロ「後期高齢者支援金の納付」とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」並びに「後期高齢者支援金賦課額」とあるのは「後期高齢者

支援金等賦課額」とする。

附 則

この規約は、平成20年9月1日から施行し、この規約による改正後の第7条の規定は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年1月1日から施行する。

2 (出産育児一時金にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定は平成21年1月1日から適用し、平成20年12月31日以前の出産については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約による第11条の規定については、平成21年10月1日から施行し、第23条の規定については、平成22年1月1日から施行し、第27条の規定については、平成22年4月1日から施行する。

2 (出産育児一時金にかかる経過措置)

改正後の規約第11条の規定は平成21年10月1日から適用し、平成21年9月30日以前の出産については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の国民健康保険組規約第23条及び附則第1項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する国民健康保険組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

2 (保険料にかかる経過措置)

改正後の規約第17条の規定は平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の規約第28条及び第41条の任期については、平成25年7月31日まで延長し、以降2年とする。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 **(保険料にかかる経過措置)**

改正後の規約第17条の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規約の施行日前にこの規約改正前の規約第7条第1項の規定によりされている加入の申し込みは、この規約改正後の規定によりされた加入の申し込みとみなす。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

2 **(保険料にかかる経過措置)**

改正後の規約第17条の規定は平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 **(役員を選出)**

平成30年3月11日に改正(追加)された規約第37条2の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年11月30日から施行する。

2 **(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)**

改正(追加)後の第17条の3の規定は令和4年度の保険料賦課から施行し、施行前の保険料は、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する

2 **(出産育児一時金の増額)**

出産育児一時金の増額。420,000円を500,000円とする。

附 則

1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

2 **(産前産後期間相当分の保険料軽減)**

改正後の第17条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、令和6年3月12日に改定し、令和6年4月1日から施行する。

2 **(保険料の賦課額)**

改正後の規約第17条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神奈川県医師国民健康保険組合運営内規

○第一種組合員が開設し又は管理者になっている診療所で当該組合員の世帯に属する被保険者及びその診療所に勤務する第一種組合員並びに第二種組合員を診療した場合は給付を行わない。

ただし、緊急その他特別の事情により理事会で承認した場合はその限りではない。

(昭和51年3月23日・第145回理事会)

○自家診療について

「自家診療」の請求が判明した場合は、その時点から2年間遡及し、当該の診療報酬明細書（調剤等含む）を返戻する。

自家診療の制限範囲は、下記のような場合に該当する。

- ① 組合員自身に対する診療
- ② 組合員の家族に対する診療
- ③ 当組合に加入している夫婦間の診療
- ④ 当組合に加入している親子間の診療
- ⑤ 医療機関（大学病院等）に勤務されている組合員（大学院生含む）及びその家族が同医療機関（同一医療法人等）の全ての附属医療機関（本院・分院に関わらず）で受ける診療
- ⑥ ①～⑤について交付された処方箋による調剤
- ⑦ ①～⑤について交付された診断書による装具代
- ⑧ ①～⑤について交付された同意書によるはり・灸・あんま・マッサージなどの施術

(平成30年12月5日・第316回理事会)

○従業員の加入者数の緩和（拡大）

○平成11年12月3日第248回理事会において、第一種組合員が管理する健康保険強制適用事業所に雇用される従業員（第二種組合員）の加入は4名までとしていたが、近県の医師国保組合等の状況を考慮し、令和6年10月1日より健康保険適用除外申請が承認されていることを前提として、従業員の加入は5名以上でも可能とする。

なお、留意事項については別途定める。

(令和6年7月2日第335回理事会)